明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○獣医師法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五八）　一
〔告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働三一四）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同三一五）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同三一六）
〔公告〕
裁判所
免責関係　五
諸事項　一九
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　二〇
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　二三
会社その他
会社決算公告　三三

省令

○農林水産省令第五十八号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第二十二条の規定に基づき、獣医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十一日

農林水産大臣　野村　哲郎